

災害時におけるL P ガスの供給等に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と大分市L P ガス防災協議会（以下「乙」という。）とは、大分市地域防災計画に基づき、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、大規模な地震・火災・風水害等重大な災害や事故が発生した場合（以下「災害時」という。）における都市機能回復のための復旧工事のほか応急対応に対する甲と乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、指定避難所等へのL P ガス供給や復旧工事などの応急対応を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請することができる。

（応急対応の体制）

第3条 乙は、応急対応を円滑に実施するため、会員事業者の担当する区域等をあらかじめ定め、出動体制を整えておかなければならない。ただし、災害の状況などによりやむを得ない事情が発生した場合は、担当する区域等を変更することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により担当する区域等を決定し、又は変更したときは、当該決定し、又は変更した区域について直ちに甲に通知するものとする。

（業務の要請等）

第4条 甲は、災害の状況に応じて、乙に対して業務内容及び日時場所を指定して、資機材、労力等（以下「資機材等」という。）の提供を災害時協力要請書（別紙）により要請するほか、応急対応のための必要な助言を求めるものとする。ただし、災害時協力要請書については、緊急を要する場合は電話等で要請した後、提出するものとする。

2 甲に前項の要請をすることが不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の主旨に基づいて、乙の判断により応急対応等を実施できるものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき応急対応等を実施した場合は、応急対応等の終了後、甲に結果を報告するものとする。

（資機材等の提供）

第5条 乙は、甲の要請があったときは、優先して、甲に対し、L P ガスの供給や復旧工事などの応急対応を実施するために必要な資機材等を提供するものとする。

(経費負担)

第6条 甲の要請に基づき、乙が実施した応急対応等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、平常時における適正な価格等を基準に、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(労災補償)

第7条 甲からの支援要請に応じて業務に従事した者が、そのために死亡、負傷、疾病又は身体障害等を被った場合の労働災害補償については、乙は労働者災害補償保険法の適用を受けられる手続きをするよう会員等へ周知するものとする。

(平常時の連携)

第8条 甲及び乙は、平常時より連携し、情報共有体制の構築を図るものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方署名押印のうえ、各自その1通を保管する。

平成26年5月23日

甲 大分市
大分市長

乙 大分市LPガス防災協議会
会長
